

介護離職防止のための雇用環境整備（令和7年4月1日施行）

【1：概要】

・介護休業や介護両立支援制度等（i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置）の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下の①～④いずれかの措置を講じなければならない。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の取得・利用促進に関する方針の周知

【2：雇用環境の整備を①研修により実施する場合】

・対象：全ての労働者に対して研修を実施することが望ましい。少なくとも管理職の者については研修の実施が必要。

・実施時期：定期的に実施する、調査を行う等職場の実態を踏まえて実施する、管理職層を中心に職階別に分けて実施する等の方法あり。

・併せて周知した方が良いと思われる事項：自社の申出窓口、申出様式、申出手順・方法など、介護制度の申出に必要な事項。就業規則（介護制度に関する規定）や社内向けの申出マニュアルなどを周知する方法が考えられる。

【3：雇用環境の整備について、従業員研修動画により研修を実施する場合のメール文案】

研修対象者各位

全ての労働者を対象に介護制度についての研修を実施します。

東京労働局のホームページに掲載されている従業員研修動画の視聴と、介護休業制度・介護休暇制度・所定外労働の制限・時間外労働の制限・深夜業の制限の資料を確認してください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/ikukai_kensyu_2024.html

また、実際に介護制度の申請いただく場合は、（例：社内イントラネットの申請手続き）をご確認ください。

介護制度に関する問い合わせは、（例：管理部人事係 内線〇〇〇〇）までお問い合わせください。

【4：雇用環境の整備について、④方針の周知により実施する場合】

⇒研修動画特設ページ内「介護離職防止のための雇用環境整備」の＜参考様式＞をご利用ください。